

2013年12月16日 全9頁

# 法律・制度 Monthly Review 2013.11

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2013年11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 11月は、空売り規制の見直しが施行されたこと（5日）、日本取引所グループ・日本経済新聞社が新指数「JPX 日経インデックス 400」の初期採用銘柄等を公表したこと（6日）、国内基準行向けバーゼルⅢの監督指針が公表されたこと（22日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ○11月の法律・制度レポート一覧      | 2 |
| ○11月の法律・制度に関する主な出来事   | 2 |
| ○12月以後の法律・制度の施行スケジュール | 4 |
| ○今月のトピック              |   |
| 復興特別法人税の前倒し廃止の検討      | 5 |
| ○レポート要約集              | 6 |
| ○11月の新聞・雑誌記事・TV等      | 9 |
| ○11月の大和総研ウェブサイトコラム    | 9 |

## ◇11月の法律・制度レポート一覧

| 日付  | レポート名   | 作成者   | 内容    | 枚数    |
|-----|---|-------|-------|-------|
| 1日  | なるほどNISA 第2回（前編）<br>NISAの仕組み                                    | 吉井 一洋 | 税制    | P. 4  |
| 5日  | 法人のベンチャー投資・事業再編の優遇税制<br>～「民間投資活性化等のための税制改正大綱」<br>の解説その3～        | 是枝 俊悟 | 税制    | P. 10 |
| 7日  | なるほどNISA 第2回（後編）<br>NISAの仕組み                                    | 吉井 一洋 | 税制    | P. 4  |
| 11日 | 法律・制度 Monthly Review 2013.10<br>～法律・制度の新しい動き～                   | 是枝 俊悟 | その他法律 | P. 15 |
| 18日 | バーゼルⅢ、G-SIBs 選定指標の開示（案）<br>～【金融庁告示改正案】大手銀行持株会社等の<br>開示事項に追加あり～  | 鈴木 利光 | 金融制度  | P. 4  |
|     | 国内行向けバーゼルⅢ、開示要件の改正（案）<br>～【金融庁告示改正案】国内行の開示事項、<br>国内行向けバーゼルⅢ導入へ～ | 鈴木 利光 | 金融制度  | P. 21 |
| 25日 | 消滅時効に関する改正提案（後半）<br>～民法（債権関係）の改正に関する中間試案－3～                     | 堀内 勇世 | その他法律 | P. 15 |
|     | 復興特別法人税の前倒し廃止の検討<br>～「民間投資活性化等のための税制改正大綱」<br>の解説その4（最終回）～       | 是枝 俊悟 | 税制    | P. 6  |

## ◇11月の法律・制度に関する主な出来事

| 日付  | 主な出来事   |
|-----|---|
| 1日  | ◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表。高齢顧客に対する勧誘・販売の際の留意事項についての案（12月2日まで意見募集）。   |
| 5日  | ◇空売り規制の見直し、施行。  |
| 6日  | ◇日本取引所グループ・日本経済新聞社、新指数「JPX 日経インデックス 400」の選定方法・初期採用銘柄等を公表。<br>◇総務省、「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書」・「自動車関係税制のあり方にする検討会報告書」を公表。  |
| 8日  | ◇金融庁、平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る銀行法施行令の一部を改正する政令案を公表。外国銀行の国内支店に義務付ける国内資産保有金額を定める案（12月9日まで意見募集）。<br>◇政府税制調査会内に設置されたマイナンバー・税務執行ディスカッショングループの第1回会合が開催。座長は神野直彦・東京大学名誉教授。 |
| 11日 | ◇経済産業省、今年度の「なでしこ銘柄」の選定基準を公表。<br>◇金融安定理事会（FSB）、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）のリストを  |

|     |   |
|-----|---|
|     | 更新。   |
| 14日 | ◇FSB、「シャドバンキング・モニタリングレポート」を公表。  |
| 15日 | ◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令」および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表。ファイアーウォール規制の緩和案（12月16日まで意見募集）。  |
| 18日 | ◇金融庁、財務諸表等規則などの改正案を公表。企業結合会計基準の改正を踏まえた、当期純利益の表示方法などの改正案（12月18日まで意見募集）。<br>◇FSB、「金融機関におけるリスクアペタイトとリスク文化のより実効的な監督のためのガイダンス」を公表。   |
| 19日 | ◇金融庁、「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表（12月18日まで意見募集）。<br>◇企業会計審議会監査部会、「監査基準の改訂について（公開草案）」を公表（12月19日まで意見募集）。<br>◇国際会計基準審議会（IASB）は、金融商品の会計処理の要求事項に対する修正のパッケージの完了を発表。ヘッジ会計の見直し、IFRS第9号の強制発効日を削除する等の修正。<br>◇金融庁、米国連邦預金保険公社（FDIC）と情報交換・協力に関する書簡交換を行った旨、公表。 |
| 21日 | ◇金融庁、平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る内閣府令案等を公表。インサイダー規制の改正の細則等（12月20日まで意見募集）。  |
| 22日 | ◇国内基準行向けバーゼルⅢに係る監督指針が公表。2014年3月31日から適用。   |
| 25日 | ◇IFRS財団の評議員会、IFRS諮問会議の新メンバー14名を発表（任期は2014年1月1日から）。日本からは熊谷五郎氏が指名される。   |
| 26日 | ◇金融庁、「新たな金融消費者保護国際組織（FinCoNet）の設立について」を公表。  |
| 27日 | ◇金融庁、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表。退職給付会計基準の改正に伴い連結ソルベンシー・マージン比率の算式を見直す案（12月27日まで意見募集）。<br>◇高校無償化見直し法が参議院で可決・成立。2014年度以後に入学する生徒より一定所得以上の世帯から公立高校の授業料を徴収。  |
| 28日 | ◇金融庁に設置された、「金融指標の規制のあり方に関する検討会」の第1回会合開催。座長は池尾和人・慶應義塾大学経済学部教授。   |
| 29日 | ◇東証、上場株券に係る時価総額基準等の一部変更措置を2014年4月から解除する（すなわち、時価総額基準が引き上げられる）旨、公表。<br>◇東証、「独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しについて」を公表。上場会社に社外取締役である独立役員1名以上確保の努力義務を求める（2014年2月実施予定）。<br>◇会社法改正法案が国会に提出される。   |

## ◇12月以後の法律・制度の施行スケジュール

|       | 日付                               | 施行される内容   |
|-------|----------------------------------|---|
| 2014年 | 1月1日                             | ◇上場株式等の配当・譲渡益等の税率（個人）が10.147%から20.315%に引き上げ。<br>◇NISAにおける新規投資が可能に。  |
|       | 2月1日                             | ◇東証上場会社に、社外取締役である独立役員1名以上確保の努力義務。   |
|       | 3月16日                            | ◇高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の改正の一部施行（社内規則の制定を義務化）。   |
|       | 3月17日                            | ◇平成25（2013）年分所得税の確定申告期限。第1回目の国外財産調書（平成25年12月31日分）の提出期限。   |
|       | 3月24日                            | ◇東証のデリバティブ市場が大証に統合される（予定）。  |
|       | 3月31日                            | ◇国内基準行向けバーゼルⅢの適用開始。<br>◇「退職給付に関する会計基準」の改正（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の計上）について2014年3月期の期末から強制適用。  |
|       | 4月1日                             | ◇消費税率が5%から8%に引き上げ。<br>◇住宅ローン減税の控除限度額が拡充。<br>◇2014年度以後に入学する生徒より一定所得以上の世帯から公立高校の授業料を徴収。<br>◇「企業結合に関する会計基準」の改正について早期適用が可能に。<br>◇「退職給付に関する会計基準」の改正（退職給付債務・勤務費用の計算方法の見直しなど）について2015年3月期の期初から原則適用開始。<br>◇東証の上場株券に係る時価総額基準等の一部変更措置が解除（時価総額基準等の引き上げ）。<br>◇情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制の施行（予定）。 |
| 12月1日 | ◇投資信託等のトータル・リターンのお知らせの通知制度の適用開始。 |   |
| 2015年 | 1月1日                             | ◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。<br>◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。  |
|       | 3月31日                            | ◇復興特別法人税の課税期間の終了（注）。  |
|       | 4月1日                             | ◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。  |
|       | 10月1日                            | ◇消費税率が8%から10%に引き上げ。   |
|       | 12月31日                           | ◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。  |
| 2016年 | 1月1日                             | ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。  |

※2013年11月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。11月中に新たに決定されたスケジュールは太字で記載。

（注）2013年12月12日発表の自由民主党・公明党「平成26年度税制改正大綱」では、復興特別法人税を現行法より1年前倒しで廃止するとしている。

## ◇今月のトピック

## 復興特別法人税の前倒し廃止の検討

2013年11月25日 是枝 俊悟

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131125\\_007926.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131125_007926.html)

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表1 復興財源に充てられる税収（平成23年11月時点の見込み）

|                  | 当初の見込み額(単位:億円) |      |                | 総税収     |
|------------------|----------------|------|----------------|---------|
|                  | 1年あたりの税収       | 実施期間 |                |         |
| 復興特別所得税          | 2,900          | 25年  | 平成25年1月～49年12月 | 72,500  |
| 復興特別法人税          | 8,000          | 3年   | 平成24年度～26年度    | 24,000  |
| 住民税均等割           | 600            | 10年  | 平成26年6月～36年5月  | 6,000   |
| 住民税退職所得10%税額控除廃止 | 170            | 10年  | (平成25年1月～)(注)  | 1,700   |
| 合計               |                |      |                | 104,200 |

(注)住民税退職所得10%税額控除廃止については、恒久的な制度改正だが、この改正によって得られる増収額の10年分の金額について復興財源(地方自治体における防災対策等の財源)に充てるものとされている。

(出所)大和総研作成

図表2 法人実効税率の推移（現行法による）

|             | A          | B      | C     | D       | E          | F        | 法人実効税率 |
|-------------|------------|--------|-------|---------|------------|----------|--------|
|             | 法人税率       | 住民税率   | 事業税率  | 事業税標準税率 | 地方法人特別税率   | 復興特別法人税率 |        |
|             | 事業税等控除後所得の | 法人税額の  | 所得の   | 所得の     | 「所得×D」の金額の | 法人税額の    |        |
| ① 平成23年度以前  | 30.00%     | 20.70% | 3.26% | 2.90%   | 148.00%    | —        | 40.69% |
| ② 平成24～26年度 | 25.50%     | 20.70% | 3.26% | 2.90%   | 148.00%    | 10.00%   | 38.01% |
| ③ 平成27年度以後  | 25.50%     | 20.70% | 3.26% | 2.90%   | 148.00%    | —        | 35.64% |

(注)各税率は東京都、外形標準課税法人の場合である。表示単位未満四捨五入。

$$\text{法人実効税率} = \frac{A + A \times B + C + D \times E}{1 + C + D \times E} \quad (1 \cdot 3)$$

$$\text{法人実効税率} = \frac{A + A \times B + C + D \times E + A \times F}{1 + C + D \times E} \quad (2)$$

(出所)法令・条例等をもとに大和総研作成

図表3 各税目の法人実効税率相当の税率（現行法による）

|           | 法人税    | 地方法人特別税 | 復興特別法人税 | 住民税   | 事業税   | 法人実効税率 |
|-----------|--------|---------|---------|-------|-------|--------|
| 平成23年度以前  | 27.89% | 3.99%   |         | 5.77% | 3.03% | 40.69% |
| 平成24～26年度 | 23.71% | 3.99%   | 2.37%   | 4.91% | 3.03% | 38.01% |
| 平成27年度以後  | 23.71% | 3.99%   |         | 4.91% | 3.03% | 35.64% |

(注)「法人実効税率相当の税率」とは、各税の税率が、「法人実効税率」に換算して何%であるかを示すものである。各税の「法人実効税率相当の税率」を全て足し上げたものが「法人実効税率」である。表示単位未満四捨五入。

(出所)大和総研作成

## ◇レポート要約集

## 【1日/7日】

## なるほどNISA 第2回（前編・後編）

## NISAの仕組み

第2回は、既にご存知の方の復習もかねて、NISAの仕組みについて解説します。まずは制度の概要を示した上で、誰が開設可能か、何に投資できるか、非課税となる配当・譲渡益、口座開設手続き、非課税投資額の考え方、NISAからの払い出し、非課税期間とそのロールオーバー、口座開設を誤って複数の業者に申し込んだ場合の取扱いについて説明します。なお、本レポート内の税率には、復興特別所得税を含んでいません。

前編 [http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20131101\\_007849.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20131101_007849.html)

後編 [http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20131107\\_007866.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20131107_007866.html)

## 【5日】

法人のベンチャー投資・事業再編の優遇税制  
～「民間投資活性化等のための税制改正大綱」の解説その3～

平成25年10月1日、自由民主党および公明党は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（以下、大綱）を発表した。本稿では、大綱のうち、ベンチャー投資・事業再編関連の税制措置について解説する。

大綱では、法人が、産業競争力強化法（案）で認定されたベンチャーファンドを通じて、ベンチャー企業に出資し株式等を取得した場合について、ベンチャー投資促進税制（案）を適用できるものとしている。当該株式等を取得した期に取得価額の最大80%を損金算入でき、最長10年間課税が繰り延べられるものとしている。

大綱では、法人が、産業競争力強化法（案）で認定された特定事業再編計画に基づいて、特定会社の特定株式等（株式および貸付金）を取得した場合に、事業再編を促進するための税制措置（案）を適用できるものとしている。当該特定株式等を取得した期に取得価額の最大70%を損金算入でき、最長10年程度課税が繰り延べられるものとしている。

これらは、いずれも10年程度の長期にわたって課税繰り延べができるものであるため、金利分や今後の法人実効税率引き下げ分などを見越すと、適用を受けるメリットがある程度あるものと考えられる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131105\\_007858.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131105_007858.html)

## 【11日】

## 法律・制度 Monthly Review 2013.10

## ～法律・制度の新しい動き～

2013年10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

10月は、安倍首相が来年4月に消費税率を8%に引き上げることを決断したこと（1日）、与党が「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を公表したこと（1日）、産業競争力強化法案が国会提出されたこと（15日）、金融庁が国内基準行向けバーゼルⅢの開示に係る告示案を公表したこと（23日）、などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131111\\_007878.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131111_007878.html)

## 【18日】

### バーゼルⅢ、G-SIBs 選定指標の開示（案）

#### ～【金融庁告示改正案】大手銀行持株会社等の開示事項に追加あり～

2013年10月23日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、一定規模を超える国際統一基準持株会社及び農林中央金庫を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る「告示」（開示告示）の一部を改正する案（開示告示改正案）を公表している。

開示告示改正案は、2013年7月3日にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）から公表された「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）：更新された評価手法及びより高い損失吸収力」を受け、一定規模を超える国際統一基準持株会社及び農林中央金庫を対象として、G-SIBs 選定指標の開示を求める所要の改正を加えることを提案するものである。

国際的な合意では、G-SIBs に対する資本サーチャージは、まず2014年11月にG-SIBs として特定された銀行に対し、2016年から段階的に適用され、2019年までに完全実施されることとなっている。開示告示改正案は、G-SIBs の特定に資する情報の開示を求める内容となっている。

金融庁は、2013年11月8日まで開示告示改正案に対する意見を募集した。そして、ここで得られた意見を基に策定される正式な開示告示を、2014年3月31日から適用する意向としている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20131118\\_007898.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20131118_007898.html)

### 国内行向けバーゼルⅢ、開示要件の改正（案）

#### ～【金融庁告示改正案】国内行の開示事項、国内行向けバーゼルⅢ導入へ～

2013年10月23日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国内基準行を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る「告示」（開示告示）の一部を改正する案（開示告示改正案）を公表している。

開示告示改正案は、国内基準行に対し、2014年3月31日から、いわゆる「国内基準行向けバーゼルⅢ」を導入するための「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に係る「告示」（自己資本比率告示）の改正（2013年3月8日公布）（改正自己資本比率告示）が適用されることを受け、所要の改正を加えることを提案するものである。

金融庁は、2013年11月8日まで開示告示改正案に対する意見を募集した。そして、ここで得られた意見を基に策定される正式な開示告示を、改正自己資本比率告示と合わせて、2014年3月31日から適用する意向としている。

開示告示改正案の要点は、（現行の国内基準行向けの開示告示では「定量的な開示事項」の一部として扱われている）自己資本の構成に関する事項が独立の開示事項として取り扱われている点にあるものと考えられる。

なお、開示告示改正案を現行の国際統一基準行向けの開示告示（バーゼルⅢ準拠）と比較すると、（中間）事業年度（（中間）連結会計年度）における「定性的な開示事項」及び「定量的な開示事項」はほぼ同一の内容となっている。もっとも、（中間）事業年度（（中間）連結会計年度）における「自己資本の構成に関する開示事項」及び「四半期の開示事項」は、開示告示改正案のほうが著しく簡素なものとなっている。これは、国際統一基準行の「自己資本」が「普通株式等 Tier1」・「その他 Tier1」・「Tier2」の3層から成るのに対し、国内基準行向けの「自己資本」が「コア資本」のみから成る点に起因する。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20131118\\_007899.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20131118_007899.html)

**【25日】****消滅時効に関する改正提案（後半）****～民法（債権関係）の改正に関する中間試案－3～**

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が2013年2月26日に決定されている。

現在、法制審議会民法（債権関係）部会で、2015年2月頃に法制審議会の答申が可能となるように、要綱案を取りまとめることを目指して改正に向けた審議が続けられている。

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の内容は多岐にわたるが、ここでは債権の「消滅時効」に関する改正提案のうち、「中断」、「停止」などに関する改正提案を取り上げる。

例えば、「中断」を「更新」と名を変えるとともに、その事由を整理し、再編成している。

また、「停止」についても再編成をしている。天災等による停止期間を2週間から6ヶ月に変更することや、当事者間の協議による時効停止を新設することなどを提案している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131125\\_007923.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131125_007923.html)

**復興特別法人税の前倒し廃止の検討****～「民間投資活性化等のための税制改正大綱」の解説その4（最終回）～**

平成25年10月1日、自由民主党および公明党は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（以下、大綱）を発表した。本稿では、大綱にて検討事項とされた、復興特別法人税の前倒し廃止と法人実効税率の引き下げについて解説する。

大綱では、（3月決算法人の場合）現在の法律上平成26年度まで課税されることとなっている復興特別法人税について、1年前倒しで平成25年度をもって廃止することについて検討し、「12月中に結論を得る」としている。

もっとも、世論調査などによると、復興特別法人税の前倒し廃止について現時点では国民（特に）被災者の理解は十分には得られていない模様である。政府・与党等は、代替財源の確保、賃金上昇の実現、国民や被災者への丁寧な説明を行う必要があるだろう。

法人実効税率の引き下げについて、これまでの政府の方針は、「平成27年度以降」検討することとされていたが、大綱では、「今後、速やかに検討を開始する」とされた。法人実効税率の引き下げと今回の大綱により拡充される生産性向上設備投資促進税制や所得拡大促進税制の縮小を引き換えにする可能性も考えられる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131125\\_007926.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131125_007926.html)

## ◇11月の新聞・雑誌記事・TV等

| 掲載誌名等・日付  | タイトル等                                     | 担当者   |
|---|---|-------|
| 消費税率引き上げ決定に関する、家計への影響試算・コメント等<br>北海道新聞（11月1日付朝刊23面）<br>AERA with Baby（12月号）<br>日経マネー（2014年1月号）<br>ダイヤモンドZAI（2014年1月号）<br>Mart（2014年1月号） |   | 是枝 俊悟 |
| 読売新聞<br>（11月7日付朝刊25面）   | 増改築の住宅ローン減税<br>についてコメント                   | 是枝 俊悟 |
| フジテレビ「めざましテレビ」<br>（11月21日放送）  | 消費税の軽減税率について出演                            | 是枝 俊悟 |
| Financial Adviser<br>（12月号）   | FPのための会計・税務ZOOM UP! Vol.33<br>所得拡大促進税制の拡充 | 是枝 俊悟 |

## ◇11月の大和総研ウェブサイトコラム

| 日付     | タイトル   | 執筆者   |
|--------|--|-------|
| 11月12日 | 消費税率引上げと仕入れ税額控除(その活用も含めて)<br><a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20131112_007876.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20131112_007876.html</a> | 吉井 一洋 |
| 11月25日 | バーゼルⅢと政策保有株式<br><a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20131125_007921.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20131125_007921.html</a>              | 鈴木 利光 |